

令和元年度 薬物乱用防止教育等推進事業
報告書

令和2年3月
青森県教育委員会

巻頭言

薬物乱用に起因する依存症は「再発と寛解を繰り返す慢性・進行性疾患」と理解されています。松本(2012)は、『慢性・進行性とは「治癒しない」ことを意味し、止めていた数年間、依存は治癒したのではなく進行が一時的に停止したに過ぎない。しかし「回復」することができる病気でもある。』と述べています。身体的健康の回復から始まり、次に精神的健康の回復、最後に信頼と人間関係を回復するが、そこに至るまでには多くの年月を要するのが依存症の怖さだと言えます。

わが国では、平成30年8月策定の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」において、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容充実を図ることを求めています。薬物事犯検挙人員は平成25年以降上昇傾向にあり、特に、大麻事犯は平成30年度の検挙人員が平成25年度比20代で2.4倍、10代に至っては7.1倍に上昇しています。また、平成27年度には15～64歳の大麻1年経験率は0.07%、生涯経験率は1.0%との調査結果が公表されていましたが、平成29年度は1.4%へ上昇し推定大麻経験者は133万人に上ることが報告され、検挙者割合で未成年摘発者が急増しており、薬物乱用防止教育のさらなる徹底充実が求められています。しかし、乱用薬物は大麻の他に覚せい剤、麻薬、危険ドラッグ及びシンナー等もあり、物質ごとの予防教育ではなく、所謂「依存性薬物」による健康被害や社会的影響について啓発すべきであり、医薬品の適正使用を学ぶことに帰結していくと考えます。

さらに、薬物乱用の危険因子として、いじめによる孤独や孤立、自己肯定感喪失による自己評価の低下、承認欲求への期待、特に虐待被害やDV場面の目撃などは極めて重要な危険因子となり、居場所のない子どもをつくり、たどり着くところが薬物乱用であったというような悲劇を招くことのないよう、子どものメンタリティーにまで踏み込んだ予防教育、もしくは支援が求められており、従来の「薬物はダメ。ゼツタイ。」といったような、脅しの教育による教育効果は極めて低いと言われてしています。一方で、全ての子どもが必ずしも薬物乱用に至っているわけではなく、抑止要因が保護的因子として機能していることを意味しており、自信があって、自己評価が高く、たくさんの成功体験を持っている子どもたちによって乱用への道を絶つことが可能であるとの考え方があります。つまり、乱用薬物の薬理作用を説くことも重要な教育ですが、教科横断的にソーシャルスキルを身につける教育も薬物乱用防止効果が得られるのではないかと考えます。

令和2年3月

青森県薬物乱用防止教育推進協議会委員長

青森大学薬学部教授 川村 仁

目次

1	薬物乱用防止教育等推進事業について	1
1-1	事業の目的	
1-2	青森県薬物乱用防止教育推進協議会	
1-3	事業の概要	
2	学校における薬物乱用防止教育の位置付けについて	4
2-1	「第五次薬物乱用防止五か年戦略」における位置付け	
2-2	学習指導要領における位置付け	
3	青森県における薬物乱用防止教育の実践事例について	7
3-1	小学校	
(1)	弘前市立堀越小学校	
(2)	東通村立東通小学校	
3-2	中学校	
(1)	十和田市立東中学校	
3-3	高等学校	
(1)	青森県立三沢高等学校	
3-4	特別支援学校	
(1)	青森県立青森第二高等養護学校	
4	これからの薬物乱用防止教育について	12
4-1	薬物乱用防止教育の方向性について	
4-2	薬物乱用防止教室について	
4-3	近年の薬物乱用に関する問題等への対応について	

1 薬物乱用防止教育等推進事業について

1-1 事業の目的

青少年の薬物乱用問題については、「薬物乱用防止五か年戦略」の諸対策により、長期的には少年の薬物事犯検挙人数の減少など一定の成果が認められる。しかしながら、近年、大麻や合成麻薬等の薬物事犯の低年齢化や未成年者及び20歳代による薬物事犯検挙人員が増加するなど、依然として青少年への広がり懸念される状況にある。このように若年層を中心に乱用の状況が大きな問題となっていることから、児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、薬物乱用防止教室の開催をはじめとする薬物乱用防止に関する指導の徹底を図る必要がある。

本事業は、薬物乱用防止教育の効果的な指導方法等の検討・実施の取組に対して支援を行い、もって薬物乱用防止教育の更なる充実を目指すものである。

1-2 青森県薬物乱用防止教育推進協議会

(1) 推進協議会の設置

本事業の実施体制として、青森県薬物乱用防止教育推進協議会を設置する。

推進協議会は、学識経験者等の専門家、県の関係部局担当者、中学校・高等学校・特別支援学校の校長及び教員、教育事務所指導主事で構成され（巻末別表参照）、青森県における薬物乱用防止教育の推進に関する検討を行い、薬物乱用防止教育研修会の充実及び今後の取組の強化に向けた提言を行うものとする。

1-3 事業の概要

(1) 第1回青森県薬物乱用防止教育推進協議会

日時 令和元年10月17日（木）13:30～15:00

場所 県庁東棟4階E会議室

協議内容

○関係機関からの情報提供

（県警察本部少年女性安全課、県健康福祉部医療薬務課、県教育庁スポーツ健康課）

○各校からの事例発表

（十和田市立東中学校、青森県立三沢高等学校、青森県立青森第二高等養護学校）

○青森県における薬物乱用防止教育のこれからの取組について

○学校・行政・警察等との連携

○薬物乱用防止教育研修会に向けた提言

情報提供及び事例発表の内容を基に、各委員の立場からの薬物乱用防止教育の現状と課題について検討した。検討事項の要点として、①児童生徒の自己肯定感の育成、②保健体育科をはじめとする教科横断的な指導、③薬物乱用防止教室における関係機関との連携の充実について挙げられた。

(2) 令和元年度薬物乱用防止教育研修会

日時 令和元年11月20日(水) 10:30～14:30

対象 中学校・高等学校・特別支援学校教職員(各校1名悉皆)、
市町村教育委員会及び教育事務所担当指導主事、学校薬剤師等

場所 青森県総合学校教育センター

研修内容

○パネルディスカッション(事例発表含む)

「学校における薬物乱用防止教育の効果的な指導の進め方について」

パネリスト 青森大学薬学部 教授 川村 仁

県健康福祉部医療薬務課 主幹 小林 英俊

六ヶ所村立泊中学校 教頭 棚内 一将

十和田市立東中学校 教諭 長瀬 紀子

青森県立三沢高等学校 教諭 今 捷覚

青森県立青森第二高等養護学校 教諭 越膳 一也

助言者 法政大学スポーツ健康学部 教授 鬼頭 英明

○講義

「薬物乱用防止に関する指導の課題と対応」

講師 法政大学スポーツ健康学部 教授 鬼頭 英明

パネルディスカッションでは、各校の薬物乱用防止教育の実践事例を基に、それぞれの校種や生徒の実態に即した取組について検討した。

講義では、法政大学スポーツ健康学部 鬼頭英明教授から、①薬物乱用防止教育の側面から考える包括的な健康教育、②発達段階に応じた薬物乱用防止教育の進め方、③薬物乱用防止教室の充実を図る関係機関との連携等について御講義いただいた。

(3) 第2回青森県薬物乱用防止教育推進協議会

日時 令和元年11月20日(水) 14:40～15:40

場所 県総合学校教育センター2階第5研修室

協議内容

○薬物乱用防止教育の効果的な取組について

○薬物乱用防止教室の改善について

○本事業に対する提言

法政大学スポーツ健康学部 鬼頭英明教授に助言をお願いし、各校の現状に即した効果的な薬物乱用防止教育について検討した。協議内容として、①児童生徒の発達段階に応じた指導、②保健体育科を中心とした学校教育活動全体を通じた指導、③薬物乱用防止教育を含む包括的な健康教育の実践について話し合った。

2 学校における薬物乱用防止教育の位置付けについて

2-1 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」における位置付け

国では、平成10年5月に策定した「薬物乱用防止五か年戦略」を皮切りに、これまで4度にわたり同戦略を策定し、関係各省庁が連携し総合的な薬物乱用防止対策を推進してきた。同戦略を推進するに当たり、設定した5つの戦略目標のうち、教育に関係する項目について、次のとおり示す。

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上 による薬物乱用未然防止

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するよう研修を行うなどの必要があるため、以下のような取組を行う。

① 薬物乱用防止教育の内容の充実強化

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。

児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境によって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。

② 薬物乱用防止教室の充実強化

薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。

③ 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資料等を提供するなどし、指導方法及び指導内容の充実強化を図る。

教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見の

みならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会の充実を図る。

上記に基づき、各学校、教育委員会及び関係機関が各々の役割を果たし、それぞれが連携することにより、薬物乱用防止教育の推進に努め、児童生徒に対して正しい知識の習得や規範意識の向上を図ることが求められている。

2-2 学習指導要領における位置付け

小学校学習指導要領（平成29年告示）、中学校学習指導要領（平成29年告示）及び高等学校学習指導要領（平成30年告示）の各解説において、薬物乱用に関する学習内容について、次のとおり記載されている。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説

第5学年及び第6学年 体育の内容 G：保健

（3）病気の予防

ア 知識

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

- ① 薬物乱用については、シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。その際、覚醒剤を含む薬物乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説

教科：保健体育 保健分野

（1）健康な生活と疾病の予防

ア 知識

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

- ② 薬物乱用については、覚醒剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の連用により依存症状が現れ、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど様々な障害が起きることを理解できるようにする。

また、薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力、非行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにする。

高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説

保健体育 科目：保健

（1）現代社会と健康

ア 知識

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

- ① コカイン、MDMA などの麻薬、覚醒剤、大麻など、薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全などに対して深刻な影響を及ぼすことから、決して行ってはならないことを理解できるようにする。その際、危険ドラッグの問題があることにも適宜触れるようにする。

また、薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観や規範意識の育成などの個人への働きかけ、及び法的な規制や行政的な対応など社会環境への対策が必要であることを理解できるようにする。その際、薬物乱用の開始の背景には、自分の体を大切にする気持ちや社会の規範を守る意識の低下、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、インターネットを含む薬物を手に入れやすい環境などがあることにも適宜触れるようにする。

保健学習は、小学校段階では身近なことを題材により実践的に、中学校段階では個人生活における内容をより科学的に、高等学校段階では社会生活における内容をより総合的に扱い、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することを目標としている。そうした観点から、薬物乱用防止教育においても発達段階に応じた指導が必須である。

3 青森県における薬物乱用防止教育の実践事例について

平成 30 年度薬物乱用防止教育研修会では小学校の事例発表、令和元年度薬物乱用防止教育研修会では中学校、高等学校及び特別支援学校の事例発表を行った。それらの発表内容を一部抜粋して、以下に掲載する。

3-1 小学校

(1) 弘前市立堀越小学校

①薬物乱用防止教育の取組について

- 5・6年「保健 (3)病気の予防」の内容の中で、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響について理解できるように指導する。
- 健康教育コアカリキュラムとして保健年間指導計画に位置づけることで、教科間の連携を踏まえた指導を行っている。
- 健康教育講座(弘前市健康教育講座推進事業 各校年1回必ず)を実施し、外部講師による保健指導を行っている。

②実践の中での工夫・配慮点

- 児童にとって身近なものであるという認識をもたせ、主体的に考えられるように授業展開を工夫する。例えば、新聞記事の活用、児童アンケートの活用、現実に関わりうる場面を想定したロールプレイ、外部講師による専門的な指導、実際の写真や映像、実験など視覚に訴える資料の活用。

③今後どのように薬物乱用防止教育を進めていくか

- 児童の実態を踏まえて指導計画を作成し、授業の中で外部講師の専門的知識を効果的に生かしていくためにも、事前の入念な打合せが必要。
- インターネットの普及によって児童の情報収集力が上がってきていることから、小学生の段階で、喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識を確実に身につけさせたい。

(2) 東通村立東通小学校

①現在の学校における薬物乱用防止教育の取組について

- 薬物乱用防止教育については、6学年の学級活動において、村の保健師をゲストティチャーに迎えての保健指導を、年間指導計画に位置付けている。内容としては、薬物乱用防止教育のなかの、「飲酒防止教育」を実施している。また、薬物乱用防止の内容については、6年生の保健の内容と重なる部分があるが、学習内容の定着が悪いことから、繰り返して学習していくこととしている。

②実践の中での工夫・配慮点

- アルコールに対しての耐性があるかを調べる、パッチテストを実施していた。
→ 人体への影響があることから実施しない。

○授業の流れについて

- (1)「お酒の害について知ろう」について、保健師から説明。
- (2)飲酒に誘われた時の上手な断り方を考え、それを元にロールプレイをする。
- (3)「飲酒をしない決意」をする。(ワークシートに記入)
- (4)家庭にワークシートを持ち帰り、保護者にコメントを書いてもらい提出してもらう。

→ 知識を持つことができても、自分の体験や経験がないために、保健師の説明がよくわからなかったり、定着率が低いのではないか。

○事前アンケートの実施。家族などの大人が飲酒している場所に居合わせたり、飲酒している大人の様子を見たりしたことがある児童のアンケート結果をグラフ化し、導入に活用する。

→ 飲酒による人体への影響について、酒に酔っている大人の様子と、保健師の話がつながるのではないか。

<児童の振り返りから>

- ・「酔う」というのは「脳が麻痺する」と分かった。
- ・お酒は本当に体に悪いということが分かった。実際に大人の人で、お酒を飲んで記憶をとばした人を見たことがある。
- ・お酒は、絶対に20歳になってから飲むようにする。
- ・お酒を飲み過ぎるといろいろな病気にかかることが分かったので、家族にも呼び掛けたいと思う。

③今後どのように薬物乱用防止教育を進めていくか

- 保健師の説明内容を吟味、焦点化するなどして、連携をより深める。
- ロールプレイの部分の時間を確保する。
- 自分の健康ばかりでなく、家族の健康も視野に入れたロールプレイにも挑戦させる。

3-2 中学校

(1) 十和田市立東中学校

①薬物乱用防止教室について

- 2学年を対象に実施。学校薬剤師に講師を依頼している。薬物乱用に関する基礎知識を学ぶ機会として捉え、生徒たちの認識を深めたり、関心を高めたりすることを目標に、養護教諭との連携のもと実施している。
- 「薬物乱用」という言葉(=①医療が目的ではない薬物を不正に使うこと、②医薬品を医療の目的から外れて使うこと)への理解を深め、「薬物乱用」や「薬物依存」は身近な問題であることを認識させている。

②保健の授業での取組

- 3学年の「薬物乱用と健康」「喫煙・飲酒・薬物乱用のきっかけ」「医薬品の有効利用」の単元において薬物乱用防止教育を実施している。
- 2学年での薬物乱用防止教室での学習経験を活かして、3学年では自己の考え方を深め、規範意識や行動力を養うことを目標としたグループワークを取り入れている。
- グループワークの流れ

1. 話し合いに使う材料を確認する。

→ 身近にあるものやそれに似ているという意識を持たせる。教科書の脚注に、『薬物の多くは外見も呼び名も危険だと感じにくいものになっている』とあるので、敢えて身近にあるものを薬物に見立てたり、「使い方によっては・・・」という目線で日用品や医薬品を混ぜたりしている（右写真）。



2. 薬物乱用になる可能性について分類する。

→ グループのメンバーで意見を出し合って、作業をすることで、周りの意見に触れることができる。

【生徒の意見例 ○：肯定 ×否定】

- 「鎮痛剤は、ドラッグストアで売っているから乱用になることはないのでは。」
- 「マッキーはペンだから大丈夫。」
- 「お香やアロマは流行してるので大丈夫。」
- ×「睡眠薬で死ぬ人もいると聞くから危険だと思う。」
- ×「マッキーは、臭いが危険な感じがする。」
- ×「変な成分が入っているお香なのでは。」

3. 各グループの意見を聞き、確認する。

→更に多くの意見に触れることによって、自分の考えと他者の考えを比較し、自己の考え方を深めたり、視野を広げることで、健康の保持増進を目指す資質・能力の向上につなげる。

③まとめ

- 薬物乱用防止教室と保健の授業を関連づけることで、正しい知識と実践力を養う指導に取り組んでいる。また、薬物乱用は身近な問題であるという認識を持たせ、多くの意見に触れることで自らの規範意識を高めることが大切である。

3-3 高等学校

(1) 青森県立三沢高等学校

①薬物乱用防止教室について

○1学年を対象に実施。学校薬剤師に講師を依頼している。内容は、タバコの有害性について、乱用薬物の種類と危険性、乱用薬物の傾向、ドーピングについて扱った。

②保健の授業での取組

○1学年「喫煙と健康」「飲酒と健康」「薬物乱用と健康」、2学年「医薬品と健康」の単元で薬物乱用防止教育に取り組んでいる。

○薬物乱用防止教室では知識を身につけることに重点を置き、授業では規範意識の育成や意思決定・行動選択する能力の育成に重点を置いている。

○薬物乱用が「TV や芸能界の世界の話」だけではなく、自分たちの身の回りにも起こりうることであり実感させ、いかに実践的な能力を育成するのか課題である。身近なものであると実感させるための工夫として、薬物乱用者の告白事例を取り上げた。その告白事例を読んだ生徒の感想として、①依存性に関すること、②人間関係に関することが多く挙げられた。

○ソーシャルスキル（人との接し方・断り方）の育成を目指したグループワークを実施した。薬物乱用者の告白事例を参考に、①置かれている状況の問題点、②その状況で自分がとるべき行動、③自分の性格等を考慮の上で最善だと思う行動についてグループで話し合った。その結果として、人との関わり方について考える生徒や教師の質問に対してより深く考える生徒が増えるなどの成果が見られた。

○セルフエスティーム（自分を大切に思う気持ち）を高めることを目指したペアワークを実施した。自分の長所と短所を挙げ、短所に関するリフレーミングを行うことによってとらえ方を変え、自分自身を見つめなおす際の視点をポジティブな方向に変える活動を行った。

③まとめ

○今後の課題として、薬物乱用防止教室において学校薬剤師との連携を密にし、専門的な情報（具体的な根拠や数値）を提供してもらい、指導内容と授業における取組との連携を図る。

○今年度の保健の授業では、ソーシャルスキルとセルフエスティームをテーマに取り組んだが、今後もグループワークのテーマを広げていく工夫が必要である。

3-4 特別支援学校

(1) 青森県立青森第二高等養護学校

①薬物乱用防止教室について

○全校生徒を対象に年1回実施している。講師は、今年度学校薬剤師に依頼した。昨年度は、合同サポートチーム「STEPS」に依頼した。

※STEPS：県教育庁学校教育課と青森県警察との連携により、各学校等が主催する子どもたちの非行防止に向けた取組を支援する組織。

○主な内容を、「薬物乱用（依存・違法性）」と「身近な医薬品（常用薬）」に分けて隔年で実施している。

②保健の授業での取組

○薬物乱用防止教室後に授業を実施し、関連付けている。薬物乱用防止教室後のアンケートの回答から、理解度や疑問点等を把握して、授業に反映させている。

○グループワークでは、「薬物の誘いをどうやって断る？」をテーマに、仮想事例を基にしたブレインストーミングを実施した。仮想事例に対して、①薬物使用を断れなかった理由、②自分ならどうやって断るかについて、自分の意見を述べたり、相手の意見を聞く活動を実施した。

③まとめ

○本校の生徒の実態として、「人とのコミュニケーションが苦手」「自己肯定感が低い」「他者理解が難しい」「困ったことを誰に相談していいかわからない」といった点がある。生徒が卒業後、社会に出た際に、薬物乱用に関する知識があったとしても、断り切れなかったり、誰にも相談できずに一人で悩んでしまう場合が想定される。そうならないよう、知識のみならず、様々な場面における対処の仕方や規範意識等を身につけるために、生徒の実態に応じた段階的・系統的な指導内容・方法を検討していく必要がある。

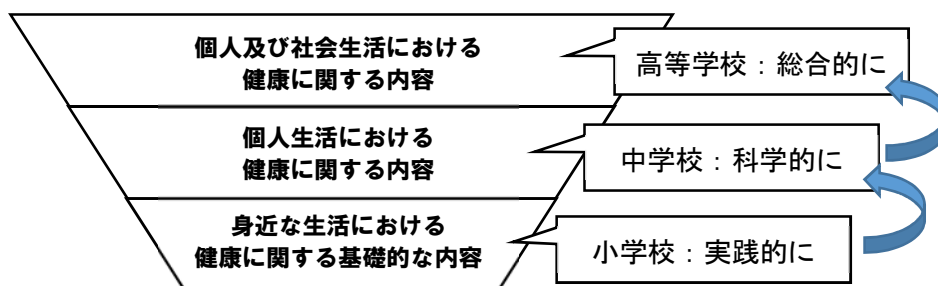
4 これからの薬物乱用防止教育について

薬物乱用防止教育研修会及び推進協議会において提示された現状の課題とそれに対する改善策について、関連する内容ごとに Q&A 形式で次のとおりまとめた。

4-1 薬物乱用防止教育の方向性について

Q1 今年度の研修会では、中・高・特支の事例発表であったが、小学校ではどのような取組があるのか聞いてみたかった。系統的な指導を行うためには、他校種の指導内容を把握することも必要ではないか。

A 保健学習については、小学校では身近な生活を題材に用いたより実践的な内容、中学校では個人生活を題材に用いたより科学的な内容、高等学校では、社会生活を題材に用いたより総合的な内容とし、発達段階を踏まえた上で系統的な指導に取り組むこととしている（下図参照）。下図のような体系イメージのもと、各校種において薬物乱用防止教育に取り組むことで、指導内容の重複を避けることや基礎から発展へとつながる系統的な学習理解が期待できる。



保健学習の体系イメージ

Q2 薬物乱用防止教育は、学校の教育活動全体を通じて行うこととなっているが、具体的にはどのような場面を活用するとよいか。

A 主に保健体育科の授業及び薬物乱用防止教室において指導している学校が多い。科目「保健」には、薬物乱用の他、医薬品、飲酒、喫煙、意志決定・行動選択、ストレスへの対処などが単元としてある。それぞれの内容は異なっているが、対処方法において依存性に依拠する薬物乱用防止と共通している部分は多い。科目の内容全体で捉え、薬物乱用防止の指導に活かすこともできる。

また、学校全体で健康教育の取組を推進するためには、既存の取組を組み直して活用するなど、教科内・教科外をつなげるカリキュラムマネジメントの視点が重要である。また、授業や特別活動の時間を薬物乱用防止教育に新たに充てることは困難であることから、校内の掲示物や展示コーナーを活用するなど、日頃か

ら薬物乱用防止に触れる機会を設定することも効果的である。また、Q5もケーススタディとして参考にされたい。

4-2 薬物乱用防止教室について

Q3 薬物乱用防止教室が毎年同様の内容になっていてマンネリ化している。充実を図るためには、どのように進めたらよいか。

A 薬物乱用防止教室の充実を図るためのポイントを次のようにまとめる。なお、参考資料は「薬物乱用防止教室マニュアル(平成27年3月公益財団法人日本学校保健会)」p18-19である。

○手順について

手順	学校内	関係者との調整
①企画	学級担任、教務主任、保健主事や養護教諭等を中心に企画 ・どんなテーマで ・いつ ・だれを講師に ・学校側の責任者は	企画に合わせて関係機関に講師派遣の依頼 ・事前打診 ・正式依頼状送付 ・打ち合わせ日程調整
②打合せ	実施に向けて全教職員の共通理解 ・事前指導などについて話し合う ・資料を準備	講師予定者と当日の運営方法や指導内容などについて打ち合わせ ・詳細な日程 ・役割分担 ・準備する物等
③準備	当日の配付資料や視聴覚機材の準備 ・必要に応じ、実態調査、事前学習など運営、司会、記録、講師の補助など、教員間で役割分担	講師の送迎方法、資料や視聴覚機材についての最終確認教員との役割分担について確認
④教室実施	児童生徒を教室の実施場所に誘導し、趣旨の説明、講師の紹介 ・事前の役割分担に基づいて運営責任者を中心に教室を実施	講師との最終確認を行い「教室」を実施。常に講師の補助ができるよう体制を整え、講師の指示に従って適宜対応。
⑤事後指導	教室の後を受けて、「保健」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」で「教室」を受講した児童生徒に内容に対する疑問や質問を聞いたり、感想をまとめさせたりする。	講師に「教室」実施後の感想などを尋ねるとともに児童生徒の授業の感想などをまとめ、運営上の課題や児童生徒の事後指導について話し合う。
⑥評価・まとめ	実施した成果や問題点について担当者で話し合い、今後の薬物乱用防止教育や次年度の教室開催の参考とする。結果は全教職員に周知。	講師(及び講師の所属先)に礼状を出し、今後の協力を依頼。必要に応じて「教室」のまとめや児童生徒の感想文なども送付。

○開催のポイント

- ・学校側が主体となって企画・運営を行う。
- ・生徒指導担当や保健体育科教員だけでなく、全教職員の共通理解のもとに進める。
- ・保護者への広報、啓発活動を同時に行うと効果的である。
- ・関係者、関係機関との継続した連携体制づくりに発展できるようにする。
- ・年度始めの職員会議等で、学校保健計画に基づき、「薬物乱用防止教室」の開催予定を周知する。

○講師との確認事項

- ・児童生徒及び家庭や地域の実態
- ・学校における薬物乱用防止教育、健康教育や生徒指導の取組の現状
- ・講師を依頼した理由、期待する内容、教育活動の中での位置付け
- ・学校側の責任者、連絡担当者、連絡方法

Q4 薬物乱用防止教室における講師を依頼できる機関はどこか。

A Q3でも提案しているが、薬物乱用防止教室は学校側が主体性を持った企画を構築すべきである。そのためには依頼する講師も企画に沿った選択をしなければ教育効果が得られないだろう。講師群の専門性を紹介するので参考にされたい。

1. 法的執行者(取締) : 警察職員、麻薬取締官、税関職員
2. 保健衛生(予防・啓発) : 学校薬剤師、学校医、保健所職員
3. 社会的更生 : 精神保健福祉センター職員
4. 社会活動(啓発) : 薬物乱用防止指導員

薬物乱用防止教室の開催に当たり、企画に沿った専門家へ依頼することが、Q5の授業を効果的に開催することにも繋がるだろう。

【解説】

法的執行者：薬物事犯への取締やその実態を通じた乱用者の犯罪状況に詳しい。

保健衛生：乱用薬物の有害性や社会的影響などを薬学、医学的観点からの高い専門的知識を有している。

社会的更生：乱用者更生の場での支援活動実践者。

薬物乱用防止指導員：青森県では、「薬物乱用防止指導員制度」があり、県内6地区の保健所ごとに協議会を設置し、地域に密着した啓発活動や各学校での講演活動等を行っている。

Q5 保健の授業と薬物乱用防止教室を効果的に関連づける事例を知りたい。

A 高等学校1年生を対象とした事例を紹介する。なお、参考資料は「『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引き」（平成27年3月文部科学省）」p78-83である。

○指導計画

①事前指導 科目「保健」	主な活動	グループディスカッション
	ねらい	○「なぜ薬物がいけないのか？」をテーマとしたグループディスカッションを通して、薬物乱用防止のために様々な対策が必要であることを自ら考え、理解を深める。
②本時 「薬物乱用防止教室」	主な活動	学校行事「薬物乱用防止教室」 ・意見発表 ・「設定事例における対応」の発表
	ねらい	○クラス代表者によるテーマ別の意見発表を行い、それぞれの意見を聞くことにより、薬物乱用が及ぼす影響について新たに気付かせる。 ○クラス代表者による「設定事例における対応」の発表、ゲストティーチャーからの感想やアドバイス、質疑応答を実施することにより、薬物乱用が身近な問題であることを感じつつ、適切に判断して対処できることにつなげる。
③事後指導 特別活動	主な活動	ホームルーム活動
	ねらい	○「振り返りシート」に本時の感想と自己決定した内容等を入力する。その結果を集約し、生徒全員で共有することにより、集団の一員としての自覚を促す。

○具体的な展開について

①事前指導 科目「保健」薬物乱用と健康

学習活動	指導上の留意点
<p>○グループディスカッション テーマ：なぜ薬物乱用はいけないのか？ 「健康面」「法律面」「家庭・学校・友人面」から考えよう。</p> <p>①「健康面」「法律面」から ②「法律面」「家庭・学校・友人面」から ③「家庭・学校・友人面」「健康面」から</p> <p>※学年を①～③のテーマごとにクラス単位で分け、各クラスでグループディスカッションを行う。</p> <p>・クラスを5人程度の班に分け、各班において決められたテーマについて、各自の考えを付箋に記入する。</p> <p>・模造紙に類似の意見を付箋ごとに貼り分け、掲示する。</p>	<p>・グループディスカッションを通じた「気づき」の中から「薬物の怖さ」を共有させる。</p> <p>・薬物乱用防止のためには、正しい知識の普及などの個人への働きかけと法的な規制など社会環境への対策が必要であることを</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・各班で出した意見を2分程度で発表する。 ・各班から出した意見をまとめ、クラスの意見とする。また、薬物乱用防止教室において発表するクラス代表者を決める。 	理解させる。
---	--------

②本時 「薬物乱用防止教室」(対象：1学年)

学習活動	指導上の留意点
<p>体育館に集合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会の言葉 2. ゲストティーチャーの紹介 (例：学校薬剤師、警察官) 3. クラス代表者による意見発表 <ul style="list-style-type: none"> ○代表者が、事前指導の保健授業で実施したグループディスカッションでまとめたクラスの意見を発表する。 ①「健康面」「法律面」から ②「法律面」「家庭・学校・友人面」から ③「家庭・学校・友人面」「健康面」から ○発表を終えたら、ゲストティーチャーのコメントを聞く。 4. 「設定事例における対応」の発表 <ul style="list-style-type: none"> ○クラス代表者に対して次の3つの設定した事例について質問を行い、自分が考える適切な行動を発表する。 ①「もし、卒業旅行で友達と行った外国の空港で、見知らぬ外国人から荷物を日本の空港まで持って行ってほしいと頼まれたら、あなたはどのような対応をしますか？」 ②「もし、学校の近くに危険ドラッグを売っている店があることを知ったら、あなたはどのような対応をしますか？」 ③「もし、学校の帰り道でたまたま拾ったものが危険ドラッグだと分かったら、あなたはどのような対応をしますか？」 ○全生徒に「評価シート」を配布しておき、各発表に対する評価とその理由を記入する。 ○ゲストティーチャーから各発表についてアドバイスを聞く。 ※クラス代表者以外にも希望する生徒に発表させる。 5. ゲストティーチャーから生徒へのメッセージ <ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの立場から薬物乱用防止に関する思いを聞く。 <p>【警察官】 実際の事例の紹介を交えながら、乱用薬物が身近に迫ってきていることや薬物乱用が人生そのものを無駄にしてしまうことを伝えてもらう。</p> <p>【学校薬剤師】 薬物の成分の違い等を説明してもらいながら、身の回りには薬物乱用の危険性が潜んでいること。それとは別に「医薬</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡潔に述べさせるとともに多面的な発表となるよう指導する。 ・身近な事例をテーマに取り上げ、自分の問題として考えさせる。 ・教員が発問の際にリアリティーを出すように工夫し、生徒の答えを引き出す。 ・参加者全員が自分の考えをまとめ、当事者意識を持てるようにする。 ・我が国における薬物乱用の現状を踏まえ、乱用薬物が身近にあるという認識を持つことを中心に講話していただく。 ・生徒の発表などの感想とともに、実例等を紹介しながら薬物乱用防止に関する講話をしていただく。

<p>品」は健康な生活を過ごすためであることを話してもらう。</p> <p>6. 質疑応答 ○生徒からの質問を受け、ゲストティーチャーの回答を聞く。</p> <p>7. 校長講話 ○「夢多き未来」に向かって、生徒一人一人が身につけてほしい力について聞く。</p>	<p>※講話の内容等について、生徒の実態に合わせた内容にするために、学校担当者はゲストティーチャーとの事前打合せを行う。</p> <p>・校長として「育てたい生徒像」を伝え、今後の高校生活及び将来の生き方を充実させる。</p>
---	---

③事後指導 特別活動（ホームルーム活動）

薬物乱用防止教室を終えた後、生徒が意見をまとめる。

学習活動	指導上の留意点
<p>1. 「振り返りシート」を記入する。</p> <p>○薬物乱用防止教室で記入した「評価シート」を参考に、下記の内容について書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印象に残っていること、大切だと思ったこと。 ・全員に薬物乱用防止教室での設定事例①～③のいずれかに対する自分の答え。 ・危険ドラッグを含む乱用薬物について自分が気になること。 	<p>・「振り返りシート」を集約し、生徒の質問に対してゲストティーチャーから回答をいただき、結果と併せて校内掲示や学年通信の発行などにより、生徒全員で共有するとともに、保護者へも情報発信する。</p>

◎より効果的な実践のための工夫

- ・本事例では1年次で薬物乱用防止教室を実施しているが、他学年へのつながりとして、取組内容を学校新聞や展示コーナー等で校内に情報発信することにより、2・3年次への継続した指導につなげることができる。
- ・PTA 新聞や学校 HP で取組を紹介することにより、保護者や地域への啓発も図ることができる。

4-3 近年の薬物乱用に関する問題等への対応について

Q6 近年、若者の大麻事犯検挙人員が増加しているが、子どもたちが違法薬物に関わらないようにするためには、どのようなことを指導すべきか。

A 若者の間には、覚醒剤と比較して大麻に対する抵抗感が低い傾向にある。また、海外での大麻合法化のニュースによって、大麻を嗜好品として誤認してしまう等の現状がある。そのような状況の中、子どもたちが大麻に対して誤解しないために、指導する教員等が正しい知識を指導することが重要である。

そして、正しい知識と合わせて、薬物の誘いを断る等の社会的スキルを身につけたり、考えや意見を発表したり聞くことで思考の幅を広げるような授業を実践することが望ましい。

つまり、薬物乱用の怖さとは「依存性」に尽きる。それは、大麻、覚醒剤、麻

薬、シンナー、危険ドラッグなどの違法薬物すべてが中枢神経系へ悪影響を及ぼし「再発と寛解を繰り返す慢性・進行性疾患」であり、決して完治することのない疾患であることを認識することが大切である。

また、薬物依存に陥る子ども達の危険因子及び保護的因子の把握も知識として備えるべきであり、それぞれの因子として松本¹⁾は、以下の事項を挙げている。

1. 危険因子

1) 社会的要因

経済的貧困、過密な住環境、住民同士の絆に乏しい地域社会

2) 対人関係的要因

- ① 心理的因子：新奇希求性の高さ、損害回避性の低さ、注意欠陥・多動性障害的行動障害
- ② 家族物質的使用関連因子：親のアルコール・薬物使用
- ③ 養育状況関連因子：虐待被害、家庭内暴力
- ④ 学校生活関連因子：知的能力の低さ、達成感の乏しさ、失敗体験、不登校
- ⑤ 友人関連因子：仲間外れ、いじめ
- ⑥ 物質使用による促進：タバコやアルコールを含むあらゆる物質の使用はリスクを高める。

2. 保護的因子

- ① 知的能力が高いこと
- ② 凝集力のある家庭があること
- ③ 学校課内・課外活動に参加していること
- ④ 逸脱的行動に対する不寛容な態度・価値観を持っていること
- ⑤ 地域にアクセスのよい相談資源・支援資源あること

また、薬物乱用防止教育は、「薬物乱用を抑止するための教育」であることが前提である。グループディスカッション等の言語活動を通じて、子どもたちに「正しい行動とは何だろうか？」と考えさせ、思考力・判断力を働かせるよう、薬物乱用防止教育に取り組んでほしい。

引用文献

- 1) 松本俊彦；薬物依存とアディクション精神医学,金剛出版,109-112,2012

Q7 薬物乱用防止教育を行う教員のスキルアップも必要だと思うがどのように取り組むべきか。

- A 先述したとおり、指導する教員が薬物乱用に関する正しい知識を身につけ、子どもたちに指導することが重要である。

そして、健康教育を推進するに当たり、Gate way としての飲酒・喫煙等の生活習慣（嗜好性）や性に関する指導、スマホ・ゲーム機等を含めた依存性等について包括的に実施することが望ましく（包括的健康教育）、中でも薬物乱用防止教育を健康教育の一面として捉えることが必要である。

このことを踏まえることにより、子どもたちが生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質・能力を身につけることができるよう指導することが可能となるだろう。

しかし、薬物乱用は身近で遭遇することがないことから、子どもたちにとって実感が湧かないのも現実である。一方、専門家の間では普通薬の依存が指摘されている。鎮咳薬、睡眠薬、抗うつ薬等の医薬品は乱用薬物同様に中枢神経系に作用して薬理効果を発揮するので、副作用としての依存も否定できないことから、子ども達への教育として正しい薬の使い方、いわゆる「医薬品の適正使用」についても包括的健康教育として第一義的な予防教育に相当することから一考願いたい。

別表

令和元年度青森県薬物乱用防止教育推進協議会委員

NO.	所属	職	氏名
1	青森大学薬学部	教授	川村 仁
2	県警察本部生活安全部少年女性安全課	課長	廣島 信二
3	県健康福祉部医療薬務課	主幹	小林 英俊
4	青森市立古川中学校	校長	木村 信一
5	青森県立青森西高等学校	校長	菅原 文子
6	青森県立青森第二高等養護学校	校長	甲田 隆
7	六ヶ所村立泊中学校	教頭	栩内 一将
8	十和田市立東中学校	教諭	長瀬 紀子
9	十和田市立東中学校	養護教諭	坪 加奈子
10	青森県立青森東高等学校	教諭	亀田 勝寛
11	青森県立三沢高等学校	教諭	今 捷覚
12	青森県立青森第二高等養護学校	教諭	越膳 一也
13	東青教育事務所	指導主事	梅津 克文
14	西北教育事務所	指導主事	今井 一仁
15	中南教育事務所	指導主事	工藤 慎太郎
16	上北教育事務所	指導主事	山形 貴雄
17	下北教育事務所	指導主事	杉原 憲一郎
18	三八教育事務所	指導主事	堀合 貴

薬物乱用防止教育の充実に向けて

この度、青森県薬物乱用防止教育推進協議会委員の皆様の御協力により、本報告書が取りまとめられたことに対して、心から感謝申し上げます。

振り返りますと、2回の協議会と11月に開催された薬物乱用防止教育研修会を通じて、委員及び研修会参加の皆様方から多くの貴重な御意見や御提言を賜りました。そこから浮かび上がった本県における薬物乱用防止教育の課題に対し、多少なりとも解決の方向に向かう礎となりますよう、本報告書を御活用いただけると幸いです。

県教育委員会としましては、子どもたちの「生きる力」を伸ばすべく、健康教育をより一層推進するため、薬物乱用防止対策における国の動向にも迅速に対応し、関係機関との緊密な連携を図りながら、関連事業の充実に努めます。また、薬物乱用防止教育を担う教職員の指導力向上を目指し、関係機関の協力を得ながら教職員研修の充実を図って参ります。

結びに、本県の薬物乱用防止教育の取組によって、本県の子どもたちが、様々な健康課題に適切に対処できる資質・能力を身につけ、生涯を通じて健康的で豊かな生活を送れるよう祈念いたします。

令和2年3月

青森県教育庁スポーツ健康課
課長 谷地村 克久

令和元年度薬物乱用防止教育等推進事業

報告書

発行月／令和2年3月

発行／青森県教育委員会

編集／青森県教育庁スポーツ健康課

TEL 017-734-9908